

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 島津 幸男

財政援助団体等監査の結果について

令和5年7月20日付け周財第99号にて周南市長から要求のありました財政援助団体等監査について、監査対象団体のうち下記の団体に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、公表します。

（当該監査の結果は、令和6年12月18日に議長及び市長に提出し、令和6年12月20日に議会報告されています。）

記

- 1 公益財団法人周南市文化振興財団

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

4 監査の実施方針

令和5年10月20日付け周監査第145号の「監査結果報告書」にて報告したとおりである。

5 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人周南市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）

令和5年8月31日に監査実施通知を発出し、財政援助団体等監査に着手したところ、同年9月23日に文化振興財団から監査実施の延期についての申し出があり、捜査等に全面的に協力して全容解明をされることが何よりも優先されると判断して、実施を延期していた保管金等監査及び出納事務監査について、捜査等に支障をきたす状況が解消されたと判断したことから、令和6年8月8日に監査再開通知を発出して実施した。

(2) 保管金等監査に係る監査対象

令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）末及び令和6年7月末日時点の預金等の実在性の確認と現金や預金等の管理に関する事務

(3) 出納事務監査に係る監査対象

原則として令和5事業年度の決算及び令和6事業年度の一部に係る出納その他の事務

6 保管金等監査の実施日

令和6年9月3日

7 出納事務監査の実施期間

令和6年8月23日から12月18日まで

8 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、保管金等監査においては財務諸表や関係諸帳簿等に記載された現金預金等の金額が預金通帳や残高証明書等に記載された金額と一致しているか、現金や預金等の管理が適切に行われているかなどを主眼に実施した。

具体的には、文化振興財団が決算関係書類等で報告している資産等のうち、特に現金預金や有価証券などの資産の実在性を確認するため、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等に加えて、預金等の種類や保管現金等の状況、それらの管理状況等について事前調査票の提出を求め、これらに基づいて、実地にて現物との照合を確認するとともに、現金等の保管状況や管理事務等に関する内部統制について、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

出納事務監査については、文化振興財団の事業が財政援助等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼とし、保管金等監査において用いた資料に加えて監査対象事業年度の事業計画及び事業報告等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

また、令和5年7月19日に文化振興財団が公表された不祥事に関する監査については、法で定められた監査権限の及ぶ範囲において出納事務関係の資料提出を求め、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に該当するものについては除外対象とした。

9 監査の主な着眼点

(1) 保管金等監査の実施に際して設定した主な着眼点は次のとおりである。

- ① 令和5事業年度の決算報告書に記載された預金や有価証券等の金額と、預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- ② 令和6年7月末日時点の月次試算表、総勘定元帳等に記載された預金や有価証券等の金額と、預金通帳や残高証明書等に記載された金額が一致しているか。
- ③ 実査日における保管現金の金額と、現金出納簿に記載された金額が一致しているか。
- ④ 現金預金等に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ⑤ 関係諸帳簿に記載された金額と現金預金の現在高の照合が、定期的に適正な方法で行われているか。
- ⑥ 現金や預金通帳、銀行印等の保管及び管理は適切に行われているか。
- ⑦ 市の使用料の徴収事務等の受託について、徴収等をした現金等の管理が適正に行われているか。

- (2) 出納事務監査の実施に際して設定した主な着眼点は次のとおりである。
- ① 定款及び経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
 - ② 出資等が有効に活かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。
 - ③ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。また、協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ④ 運営の役割、責任分担、リスク分担等が協定等に基づいて適切に行われているか。
 - ⑤ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、適切な予算統制が行われているか。
 - ⑥ 予算流用、予備費充用の手続及び時期は適正か。予算の補正は適切に行われているか。
 - ⑦ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
 - ⑧ 本来市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施していないか。
 - ⑨ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約に係る事務は適切か。
 - ⑩ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。
 - ⑪ 備品など財産の取得及び処分の手続は適正か。
 - ⑫ 基本財産などの財産台帳は適切に調製され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。また、財産台帳外に存するものはないか。
- (3) 不祥事に関する監査の実施に際して設定した主な着眼点は次のとおりである。
- ① 不祥事の再発を防止する適切な改善計画が示されているか。
 - ② 不祥事の発生原因となる出納事務等に係る内部統制の不備はないか。
 - ③ 不祥事の発生に伴う決算等の訂正や修正は適切に行われているか。
 - ④ 不祥事の発生に伴い所管課が実施した調査は、適切に行われているか、また、その結果報告は適正か。

10 保管金等監査の結果

令和5事業年度の決算報告書及び令和6年7月末日時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載されている預金等の資産が、預金通帳や残高証明書等に記載された金額と、次に述べる事項を除いて一致し、実在していることを確認した。

現金や預金等の管理に関する事務及び市歳入の徴収事務に係る現金等の管理については、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項については別途指導した。

(1) 令和5事業年度末（令和6年3月末日）の状況

| 決算報告書（総勘定元帳） | | 保管金等監査の結果 | | |
|---------------|--------------------|---------------|--------------------|-----|
| 科 目 | 金 額（円） | 照合に用いた資料 | 金 額（円） | 判定 |
| 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | | | | |
| 普通預金 | 105,410,302 | 普通預金通帳 | 105,410,302 | 照合 |
| 出資金 | 10,000 | 残高証明書 | 10,000 | 照合 |
| 固定資産 | | | | |
| 基本財産 | | | | |
| 預金 | | | | |
| 定期預金 | 40,584,940 | 定期預金通帳、定期預金証書 | 40,584,940 | 照合 |
| 投資有価証券 | 89,415,060 | 国債取引報告書等 | 90,628,700 | (注) |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | | | | |
| 定期預金 | 7,181,625 | 定期預金通帳、定期預金証書 | 7,181,625 | 照合 |
| 投資有価証券 | 19,982,691 | 証券取引残高等証明書 | 20,050,000 | (注) |
| 計 | 262,584,618 | | 263,865,567 | (注) |

(注) 投資有価証券については、決算報告書では購入時の取得価額の合計額として記載されていたが、保管金等監査の結果欄では国債取引報告書等に取得価額の証明がなかったものについては額面の金額を合計して表示している。

(2) 令和6年7月末日の状況

| 月次試算表（総勘定元帳） | | 保管金等監査の結果 | | |
|---------------|--------------------|---------------|--------------------|-----|
| 科 目 | 金 額（円） | 照合に用いた資料 | 金 額（円） | 判定 |
| 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | | | | |
| 普通預金 | 193,556,619 | 普通預金通帳 | 193,556,619 | 照合 |
| 出資金 | 10,000 | 残高証明書 | 10,000 | 照合 |
| 固定資産 | | | | |
| 基本財産 | | | | |
| 預金 | | | | |
| 定期預金 | 40,584,940 | 定期預金通帳、定期預金証書 | 40,584,940 | 照合 |
| 投資有価証券 | 89,415,060 | 国債取引報告書等 | 86,050,000 | (注) |
| 特定資産 | | | | |
| 退職給付引当資産 | | | | |
| 定期預金 | 7,181,625 | 定期預金通帳、定期預金証書 | 7,181,625 | 照合 |
| 投資有価証券 | 19,982,691 | 証券残高等証明書 | 20,050,000 | (注) |
| 計 | 350,730,935 | | 347,433,184 | (注) |

(注) 投資有価証券については、月次試算表では購入時の取得価額の合計額として記載されていたが、保管金等監査の結果欄では国債取引報告書等に取得価額の証明がなかったものについては額面の金額を合計して表示している。

(3) 指摘事項

- ① 公益法人会計基準第2の3において、資産の貸借対照表価額は、原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならないが、基本財産及び退職給付引当資産の投資有価証券について、国債取引報告書等によりその実在性は確認できたが、国債取引報告書等に記載された取得価額と帳簿価額とが一致していないものや、取得価額が国債取引報告書等に記載されていない投資有価証券については、取得価額を正式に記録したものが無いため、帳簿価額の確認ができないものがあった。

11 出納事務監査の結果等

(1) 文化振興財団の概要

ア 設立年月日

昭和56年10月22日

イ 設立目的（定款第3条）

この法人は、市民生活の中に芽生える幅広い文化芸術活動を振興、助長し、個性豊かな地域文化の展開を図るための事業を行い、「うるおい」と「やすらぎ」にみちた市民生活と文化の香り高いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

ウ 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市大字徳山5854番地の41

エ 組織（令和5年4月1日現在）

理事長 1人（市長）、評議員 4人、理事 6人、監事 2人、職員 20人
（うち嘱託8人、臨時1人）

オ 事業年度（定款第7条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

カ 事業（定款第4条）

- ① 文化芸術の鑑賞の機会を提供する事業
- ② 文化芸術の普及、情報提供及びふれあい交流に関する事業
- ③ 地域文化団体と連携し豊かな文化環境の整備に関する事業
- ④ 青少年の育成及び造形教育の振興に関する事業
- ⑤ 美術作品、歴史資料の収蔵及び収集並びに調査研究及び展示に関する事業
- ⑥ 地域の美術作品を身近に触れる機会を提供する事業
- ⑦ 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、監査対象である公の施設の概要は、以下のとおりである。

| 施設名 | 周南市文化会館 | 周南市美術博物館 | 周南市郷土美術資料館 |
|------------------------|---|--|---|
| 開設年月日 | 昭和 57 年 11 月 2 日 | 平成 7 年 9 月 4 日 | 平成 7 年 8 月 6 日 |
| 所在地 | 周南市大字徳山 5854-41 | 周南市花島町 10-16 | 周南市大字富田字永源 |
| 敷地面積 | 19,684.25 m ² | 5,778.32 m ² | — |
| 建物延床面積 | 11,118.13 m ² | 3,602.52 m ² | 456.2 m ² |
| 設置目的等 | 文化、芸術等の市民ニーズに対応し、音楽、演劇、舞踊など優れた舞台芸術を鑑賞する場として、また、市民の文化活動の場として設置 | 市民の文化、芸術等のニーズを満たし、豊かで質の高い暮らしを実現するため、芸術作品等の展示を目的に設置 | |
| 施設概要等 | 大ホール、楽屋 1～7、講師控室、リハーサル室、練習室 1～3、地下展示室、3 階展示室、和室、食堂、事務室、応接室 | (企画) 展示室 1・2 (常設) 展示室 3～5、講座室、収蔵庫 4、喫茶室、事務室 2、館長室、会議室 | 大展示室、中展示室、小展示室 1・2、ワークルーム、収蔵庫、事務室 |
| 事業 (令和 5 事業年度) | ○ホール事業 「T-BOLAN LIVE TOUR 2023-2024 “SINGLES” ～波紋～」 「仮面ライダースーパーライブ 2024」等 ○企画事業 「出光興産コンサート～みらいを奏でる音楽会～奥田弦&東京シークレット・ストリングス 等 | ○展覧会事業 「周南市誕生 20 周年記念写真展「岩合光昭の世界ネコ歩き 2」等 ○企画事業 「第 31 回林忠彦賞受賞発表会 受賞記念写真展」等 | ○尾崎正章常設展「生誕 110 年 尾崎正章の世界展」等 ○企画展 「土居健作品展～版画と七宝の世界」等 |
| 施設の利用状況 (令和 5 事業年度) | 利用者数 141,827 人 使用料 43,752,480 円 | (常設展示室) 入館者数 28,124 人 観覧料収入 213,360 円 (企画展示室) 入館者数 30,780 人 観覧料収入 2,718,980 円 | 入館者数 4,203 人 観覧料収入 92,560 円 |
| 指定管理指定期間 | 令和 3 年度～7 年度 | | |
| | 当初指定 平成 18 年度 | 当初指定 平成 20 年度 | |

(2) 本市からの財政援助等

ア 出捐

本市は、文化振興財団の設立に際して、基本財産 200,000,000 円を全額出捐している。

イ 補助金等

令和 5 年度においては、文化振興財団運営費補助金 26,025,658 円、企画展覧会開催費補助金（美術博物館）2,100,000 円、林忠彦賞企画運営費補助金（美術博物館）8,294,000 円をそれぞれ支出している。

ウ 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、令和 5 年度においては、文化会館指定管理料 149,787,509 円、美術博物館指定管理料 157,155,790 円及び郷土美術資料館指定管理料 12,981,000 円をそれぞれ支出している。

(3) 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象とした文化振興財団の財政的援助等に係る出納その他の事務及び主管課の財務事務は、財政援助等の目的に沿って行われており、次に述べる事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に文書で指導した。

(指摘事項)

ア 文化振興財団関係

(ア) 共通的事項

- ① 定款、規程、規則、要綱の他に、内規として各種の取扱を定めて事務を執行されているが、当該取扱において、定款等で定めた事項を否定する事務手続が定められていた。
- ② 個人情報保護規程や情報公開規程について、個人情報の保護に関する法律や本市の条例の改廃に合わせた見直しが行われていなかった。

(イ) 支出事務

- ① 財務会計規程で定められた予算統制が行われていなかった。
- ② 定款等で定められた予算の補正が行われていなかった。
- ③ 発生主義の原則に基づいた経理事務が行われていないものがあつた。

(ウ) 契約事務

- ① 随意契約とする理由に不備があるものがあった。
- ② 予定価格を決定する事務に不備があるものがあった。
- ③ 財務会計規程で定められた手続を省略して業務委託を締結しているものがあつた。

(エ) 財産管理事務

- ① 基本財産以外の財産の運用等について、定款で定められた手続が行われていなかった。

(オ) 指定管理事務

- ① 指定管理業務仕様書において、市が行うと定められた備品等の整備を文化振興財団が行つたものがあつた。
- ② 指定管理施設における自主事業の実施について、事前に市の承認を受けていなかった。
- ③ 指定管理施設に関する保険加入について、市に加入内容の通知を行つていなかった。
- ④ 指定管理施設における管理業務について、市が行うべき施設改修を市の書面による承諾が得られていないにもかかわらず第三者に委託し、実施しているものがあつた。

イ 本市主管課関係

- ① 個人情報保護に関する法律や本市の条例の改廃により必要となる文化振興財団の規程の見直しについて、適切な指導がされていなかった。
- ② 指定管理に関する事業計画書について、基本協定書において定められた期日までに受理されていなかった。
- ③ 指定管理施設における自主事業の実施について、事前の承認を行つていなかった。
- ④ 指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していなかった。
- ⑤ 指定管理施設における管理業務について、市が行うべき施設改修を文化振興財団が第三者へ委託して実施することを把握していたにもかかわらず、適切な指導がされていないものがあつた。

12 不祥事に関する監査の結果等

(1) 決算における不祥事の影響について

不祥事の発覚により影響が生じた令和4事業年度及び令和5事業年度の決算における貸借対照表の状況は以下のとおりである。

比較貸借対照表（総括表）

（単位：円）

| 科目 | 令和5事業年度 | 令和4事業年度 | 差引増減額 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| (資産の部) | | | |
| I 流動資産 | | | |
| 1. 現金預金 | 106,536,676 | 16,961,417 | 89,575,259 |
| 2. 出資金 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 3. 未収金 | 3,339,063 | 10,936,906 | △7,597,843 |
| 4. 仮払金 | 530,226 | 0 | 530,226 |
| 流動資産合計 | 110,415,965 | 27,898,323 | 82,517,642 |
| II 固定資産 | | | |
| 1. 基本財産 | | | |
| (1) 現金預金 | 40,584,940 | 60,584,940 | △20,000,000 |
| (2) 投資有価証券 | 89,415,060 | 119,415,060 | △30,000,000 |
| 基本財産合計 | 130,000,000 | 180,000,000 | △50,000,000 |
| 2. 特定資産 | | | |
| (1) 退職給付引当資産 | 27,164,316 | 23,604,600 | 3,559,716 |
| (2) 事業調整基金積立金 | 0 | 0 | 0 |
| 特定資産合計 | 27,164,316 | 23,604,600 | 3,559,716 |
| 固定資産合計 | 157,164,316 | 203,604,600 | △46,440,284 |
| 資産合計 | 267,580,281 | 231,502,923 | 36,077,358 |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 1. 未払金 | 66,451,981 | 36,615,107 | 29,836,874 |
| 2. 前受会費 | 2,936,000 | 2,811,000 | 125,000 |
| 3. 前受入場料 | 11,755,600 | 10,331,145 | 1,424,455 |
| 4. 預り金 | 12,912,730 | 1,324,491 | 11,588,239 |
| 流動負債合計 | 94,056,311 | 51,081,743 | 42,974,568 |
| II 固定負債 | | | |
| 1. 退職手当引当金 | 27,164,316 | 23,604,600 | 3,559,716 |
| 固定負債合計 | 27,164,316 | 23,604,600 | 3,559,716 |
| 負債合計 | 121,220,627 | 74,686,343 | 46,534,284 |
| (正味財産の部) | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | 130,000,000 | 180,000,000 | △50,000,000 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| 一般正味財産合計 | 16,359,654 | △23,183,420 | 39,543,074 |
| 正味財産合計 | 146,359,654 | 156,816,580 | △10,456,926 |
| 負債及び正味財産合計 | 267,580,281 | 231,502,923 | 36,077,358 |

① 基本財産について

令和5事業年度における基本財産合計は、市の出捐金 200,000,000 円に対し 130,000,000 円となっている。これは、不祥事の発覚により令和4事業年度において 20,000,000 円が毀損されていたことが判明したため、当該額を決算において減額修正し、令和5事業年度においては運転資金の不足を補うため、新たに 50,000,000 円を取り崩したためである。

② 特定資産について

事業調整基金積立金は、不祥事の発覚により毀損されていたことが判明し、令和4事業年度及び令和5事業年度ともに積立がなかったことから、残高はいずれも 0 円である。

退職給付引当資産は、3,559,716 円増加している。これは、不祥事の発覚により定期預金が毀損されていたことが判明し、令和4事業年度に 16,289,232 円を過年度収支差額として計上したことから残高が 23,604,600 円となり、令和5事業年度に不祥事の発覚により不用となった退職手当等相当額 16,322,180 円を市に返納するために取り崩し、新たに 19,881,896 円を積み立てたためである。

③ 預り金について

預り金は 11,588,239 円増加している。これは、令和4事業年度の決算までは簿外管理とされていたチケットの売上金等を、令和5事業年度からは預り金として勘定され会計処理をされていることが主な要因である。

(2) 不祥事に係る損害金額について

文化振興財団が不祥事の全容において、職員Aが窃取ないし横領した金額は少なくとも 150,668,988 円と公表された金額の内訳については、以下のとおりである。

| 事業年度 | | 決算減算修正金額 |
|---------|----------|---------------|
| 令和4事業年度 | 現金預金 | △ 50,660,335 |
| | 基本財産 | △ 20,000,000 |
| | 事業調整基金 | △ 55,000,000 |
| | 退職給付引当資産 | △ 16,289,232 |
| | 小計 | △ 141,949,567 |
| 令和5事業年度 | 雑損失 現金 | △ 577,311 |
| | 預り金 | △ 8,142,110 |
| | 小計 | △ 8,719,421 |
| 合計 | | △ 150,668,988 |

現金については、令和4事業年度の預り金と現金の差額に加え、令和5事業年度における売上金と現金との不整合であったものについても計上されているが、領得されたとされている現金の額を正確に算出し、証拠をもって認定することが困難であるため、「少なくとも」と前置して被害金額と記載されたことを確認した。

(3) 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、文化振興財団及び主管課の不祥事に関する出納その他の事務等について、以下の点で不備があった。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や監査委員としての意見等については、監査結果の講評の際に文書で通知した。

(指摘事項)

ア 文化振興財団関係

- ① 令和5年10月13日付で市から指定管理業務等に関する改善指示書が発せられ、当該指示に対する回答として改善計画を提出されているが、認識の誤りから、一部の事務の執行についての説明が不十分なものとなっていた。

イ 本市主管課関係

- ① 令和5年10月13日付けで文化振興財団に対し改善指示書を発し、当該改善指示に対する実地調査を令和6年1月22日に実施され、当該調査の報告を行っておられるが、一部の事務の執行について十分な説明を受けないままで結論付けをした報告書となっていた。

13 意見

文化振興財団は、昭和56年10月22日の設立から今日までの間、本市における文化芸術活動の振興に係る中核的団体として、文化芸術の鑑賞の機会の提供、文化芸術の普及、美術作品や歴史資料の収蔵及び収集、調査研究に関する事業などを通じて、豊かな地域文化の醸成と文化の香り高いまちづくりを推進されている。平成18年度からは周南市文化会館及び周南市美術博物館の、平成20年度からは周南市郷土美術資料館の指定管理者として、本市の文化芸術における拠点施設の管理運営も担われている。

令和5年7月19日に文化振興財団が発表された不祥事については、警察の捜査に全面的に協力するとともに、外部の弁護士及び公認会計士等の指導を得ながら、その全容解明に努め、令和6年8月8日の周南市議会全員協議会に「公益財団法人周南市文化振興財団における不祥事の全容について」を提出され、公表されている。

この不祥事の発覚により、令和5年7月20日に、市長からの本市の財政援助団体等における出納事務の実態把握と、同様の事案の発生を防止し事務の適正化を図るための監査要求を受理したことから、13の団体に対して、順次財政援助団体等監査を実施したところであるが、文化振興財団に関しては、不祥事の全容解明が何よりも優先されることから、捜査等に与える影響が解消された令和6年8月8日に監査の再開通知を発出し、本件監査を実施した。当該不祥事は、本市にとっても、市民の信頼を大きく損なう未曾有の事件であるが、文化振興財団は自己監査機能を有した自主的に活動を営む団体であることから、地方自治法第199条第7項の規定により、監査委員の監査権限は「出

納その他の事務の執行」に限られており、不祥事の全容等を審査・分析し、意見することはできない。本来、監査委員監査とは、独立の立場にある監査委員が市の財務事務や行政事務全般について、その公正性や合理性等を監査し、その結果を市民の皆様に報告することで住民福祉の増進に資することを目的としているものであるが、こうした財政援助団体等監査の限界と言われる規定に対して、不祥事の影響の重大性から監査委員として忸怩たる思いを抱きつつも、法の条理に従って、不正や非違行為を許さない公正で合理的な出納事務の実現に資するという監察的見地から監査を行ったところである。

また、文化振興財団におかれても、当該不祥事の発覚を重く受け止められており、本監査においても、職員一丸となって不祥事の再発を防止する取組に全力を傾注されている真摯な姿勢が拝察され、心からの敬意を抱いたところである。しかしながら、前述の監査結果のとおり、文化振興財団の内部統制の不備などが確認されており、法令や基本協定などに基づいた事務執行を行う手順の整備や法理等に関する研修の不足などが顕在化した事案も見受けられたところである。

公益財団法人は、行政庁から公益性を認められた法人であり、その事務執行にも強く公益性が求められている。失われた信頼を早期に取り戻すためにも、現在進められている不祥事の再発防止等の取組を確実に推進されるとともに、常に「公」を意識し、本市と共に文化振興に係る施策を担う法人として、より一層、事務の適正化やコンプライアンスの具現化等に傾注する団体運営を続けられることを強く望むものである。

監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく周南市長からの要求による財政援助団体等監査

2 監査要求の内容

市長からの監査要求書及びその後の監査要求内容等に関する市長との協議により、双方で確認した監査要求の内容については次のとおりである。

(1) 監査要求書の受理

令和5年7月20日（受理文書の記号及び番号：周財第99号）

(2) 監査要求事項

本市の財政援助団体等に関する補助金及び出資金並びに指定管理料等に関する出納事務の適正性について

(3) 監査要求理由

本市の出資団体、財政援助団体及び公の施設の指定管理者である公益財団法人周南市文化振興財団及び公益財団法人周南市ふるさと振興財団において、本市補助金等に係る不正な出納事務が相次いで発覚した。

については、本市補助金及び指定管理料に関する各団体内の出納事務の執行状況、内部統制及び会計監査等の実態を把握し、必要な改善指導等を講ずることで、同様の事案の発生を防止し、補助金及び出資金並びに指定管理料等に係る事務の一層の適正化を図る必要があるため、監査委員の客観的な意見と公正不偏な判断を求めるものである。

(4) 監査対象

- ・第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした12団体の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項
- ・公立大学法人周南公立大学の出納事務について、監査委員が監査権限を有する事項

3 監査対象団体と監査委員の監査権限

地方自治法第199条第7項において、監査委員は、市が補助金等の財政的援助を与えているもの、市が出資しているもので政令で定めるもの（地方自治法施行令第140条の7第1項で、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人とする旨を規定）及び市が公の施設の管理を行わせているものなどに対して、出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものに限って監査することができると規定されている。

市長から監査要求のあった各団体における監査委員の監査権限については、次表のとおりである。

| 番号 | 団 体 名 | 所管部局 | 監査委員の監査権限 | | |
|----|----------------------|-------------------|-----------|----|------|
| | | | 財政的援助 | 出資 | 指定管理 |
| 1 | 公益財団法人周南市体育協会 | 地域振興部 文化スポーツ課 | ○ | - | ○ |
| 2 | 公益財団法人周南市文化振興財団 | 地域振興部 文化スポーツ課 | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 公益財団法人周南市ふるさと振興財団 | 地域振興部 地域づくり推進課 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 公益財団法人周南市医療公社 | 健康医療部 病院管理室 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 公益財団法人周南地域地場産業振興センター | 産業振興部 商工振興課 | - | ○ | - |
| 6 | 大津島巡航株式会社 | 都市整備部 公共交通対策課 | ○ | ○ | - |
| 7 | 徳山青果精算株式会社 | 産業振興部 農林課 | - | ○ | - |
| 8 | 株式会社かの高原開発 | 地域振興部 観光交流課 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 一般財団法人徳山地区漁業振興基金 | 産業振興部 水産課 | - | ○ | - |
| 10 | 一般財団法人新南陽地区漁業振興基金 | 産業振興部 水産課 | - | ○ | - |
| 11 | 社会福祉法人周南市社会福祉協議会 | こども・福祉部 高齢者支援課 | ○ | - | ○ |
| 12 | 社会福祉法人周南市社会福祉事業団 | こども・福祉部 高齢者支援課 | - | - | ○ |
| 13 | 公立大学法人周南公立大学 | 企画部 企画課 | ○ | ○ | - |

監査権限については令和4年度の状況である。

4 監査の実施方針

市長からの監査要求は、市が第4次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体のうち2団体において、いずれも現金及び預金等に係る事務についての不祥事が発覚したものであったことから、各団体内における出納事務等の実態を把握すること及び同様の事案の発生を防止し、事務の一層の適正化を図ることの2つの目的を有するものであると理解した。

しかしながら、この2つの目的を達成するための財政援助団体等監査は相当の事務量となり、監査結果の報告までに多大な時間を要することから、まずは、各団体における現金及び預金等を中心とした資産の実在性や管理体制等について、その実態を把握するための実査（以下「保管金等監査」という。）を行い、その後引き続いて、一層の事務の適正化に資するために、各団体から関係諸帳簿や証憑書類等の提出を得て出納事務全般についての監査を個別に実施する、2段階の監査を行うこととした。

また、保管金等監査については、地方自治法等の規定により、市が資本金等の4分の1以上を出資している法人に対して監査委員が出納事務全般を監査できる権限を有する

と解されることから、3の表中、項番号1、11、12番を除いた10団体について実施することとした。

さらに、第2段階の出納事務監査についても、直近（令和3～4年度）に同様の監査を実施した3の表中、項番号6、8番の2団体については、現在、監査結果に基づく改善措置に取り組まれているところであることから、残る11団体について、監査の対象団体の属性に基づいてその深度の調整を図りながら実施することとした。

監査の結果に関する報告の決定及び公表等については、監査対象団体に対して一斉に実施する第1段階の保管金等監査及び監査対象団体毎に個別に実施する第2段階の出納事務監査ともに、それぞれの監査が終了したものから順次行うこととした。